

第16回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員事前意見取りまとめ結果

テーマ⑦： 町民、町長、職員の役割、責務等について

町民、町長、職員の役割、責務等について（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 等）	下段：理由
<p>◆町民について</p> <p>(1) 町民の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・議会の保有する情報を知る権利 ② 町政について意見を表明し政策の形成・執行に参加する権利 ③ 公正な行政サービスを受ける権利 ④ まちづくりへの参加・不参加で不利益な扱いを受けない <p>(2) 町民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町民はまちづくりの活動に関して自らの発言・行動に責任を持たなければならない ② 町民は公正な行政サービスを受けるために必要な負担分を分担します。 <p>◆行政（執行機関）について</p> <p>(1) 行政の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町民の意志を反映する行政運営を進めるため、情報の共有と町民の参加を図り、連携協力して事務を執行する責務 <p>(2) 町長の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本原則・制度を順守し町民の権利を保障する ② 職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制の整備 <p>(3) 職員の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町民の視点にたち公正で適正に職務を遂行し町民との信頼関係を構築する ② 職員は町民の意向や政策課題に的確に対応するため職務の向上に努める ③ 職員は縦断的な運営ではなく横断的連携を密にする 	
<p>◆町民について</p> <p>町民からもいろいろな意見を表明し、政策形成などに参加をしてもらうが、意見の一言一言にそれぞれの責任があるという事</p> <p>◆行政（執行機関）について</p> <p>町民の視点にたち考えることにより、固まった考えではなく柔軟な政策ができるのではないかと。その中で縦割行政も問題になるが少しでも解消できるのではないかと</p>	
<p>◆「町民」について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 町民の権利～解釈に誤った見解を持つ事があり不要と思います。 町民の役割～分かり易い語源で盛り込みたい <p>◆「行政（執行機関）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長の責務～町長は町の代表者として町民の付託に応えるために職員を指揮監督し効率的な組織運営体制の責務を有する義務を明確に盛り込みたい。 職員の責務～町民の目線に立って、効果的に職務を遂行する義務を明確にする。 	
<p>町民、町長、職員の役割、責務等については、八雲町が理解しやすく、整理されていて良いと考えます。又、事業者の役割も明記すべきではないかと考えます。</p>	
<p>◆「町民」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の基本姿勢と役割 2. 町民の権利 3. 事業者の役割 <p>◆「行政（執行機関）」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政の基本 2. 行政の役割と責務 3. 町長の設置 	<ol style="list-style-type: none"> 4. 町長の責務 5. 行政の職員の責務

町民、町長、職員の役割、責務等について（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 下段：理由等）

◆「町民」について
八雲町を基本としたい。
町民だれもが主役 を明示したい

◆「行政（執行機関）」について
八雲町を基本としたい。
町民の発言を守る を明示したい

◆「町民」について
まちづくりに対して「町民の発言」と「行動や結果の責任」はいかにしてとるべきものかを定める必要がある。
言い放しや残務放置が発生することがないであろうすっきりしている町にしたい。

主役なので発言と行動と責任を明確にしたい
町民の発言はどこに、誰にできるのか
～自治会、行政、執行部、議員にどうやって発言するのか
～聞いた事案はどう対応処理していくのか
～結果の責任はどうとるのか

◆「行政（執行機関）」について
上記にたいして職員のとれる行動は
町民の発言を守ることと思います
～発言を聞けること と やれることを明確にしてあげる
～「町民と議会、執行部」は議会や執行部からの発言や行動が優先
しかし「町民と行政」は町民からのなげかけが優先
自治機能としての自治会の組織機能が拡充していることで町民の不安としてのなげかけは行政に伝わる。ここでの対応と以後の行動の説明と責任を明確にしたい。職員に責任だけをとれさせることはできないし、また町民に発言の責任だけかぶせることもできない
行政体として責任をとれる体制こそが必要
意志決定の責任の所在や決定結果の説明を町民に明示し町民の発言の生きた証を知らせることが行政であり
この、まちの背景をしっかりと支えることが職員の役割としたい。

◆「町民」について
「権利」…知る権利、参加する権利、公共サービスを受ける権利。
「責務」…まちづくりの主体であることの確認、互いに尊重し、積極的に参加すること、発言と行動に責任を持つこと、まちづくりに要する負担を分担すること。
◆「事業者の責務」…地域社会の一員として社会的な責任の認識、公益的な活動への参加、暮らしやすい地域社会の実現に寄与すること。
◆「行政（執行機関）」について
「役割と責務」…議会にも「役割」を記載する予定であり、そのバランス、再認識することが必要との考え方。法定事項の再掲、公正かつ誠実な執行、効率的な執行、情報共有、町民参加、協働。
◆「町長の責務」…信託に、応え、公正かつ誠実な職務の執行、町民の参加する権利、機会の確保、健全財政、効率的執行と組織の運営の確保、適切な職員指導、育成と意識の啓発
◆「職員の責務」…誠実かつ効率的職務の執行、町民との信頼関係づくりと協働、地域課題に対応する施策立案、実現能力の向上努力、自己研鑽

◆「町民」について
「権利」を定めるので「責務」とした。
「事業者」も町民に入るのでその責務を規定する。
◆「行政（執行機関）」について
「役割」について法に定められているが再認識をしてもらう事が町民の方の理解しやすいものに成るし、議会にも「役割」を定める考えもありバランスも考えたもの。
「町長」と、「行政（執行機関）」については項目を別にする事とし、「執行機関」は「役割」と「責務」、町長は「責務」のみ規定することとした。
「職員」についても「責務」のみの規定とした

◆「町民」について
＜町民の権利＞町政に関する情報を知ること。政策の形成、執行及び評価の過程に参画すること。町政に対する意見を表明し、提案すること。
＜町民の役割＞自治の主体として認識し、発言と行動に責任を持たなければならない。
◆「行政（執行機関）」について
＜町長の役割＞この条例（理念、原則、制度）に基づいて自治を運営する。町民の信託に対する責任を誠実に果たす。
＜職員の役割＞全体の奉仕者として、法を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

◆「町民」「行政（執行機関）」について
地方分権改革を推進し、自己決定のルールにより自立した自治体を創造するためには「町民」「執行機関」それぞれの役割、責務を明確にすべきである。

◆町民について

＜町民の役割＞

1. 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます
2. 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます
3. 町民はお互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携によるまちづくりを推進するよう努めます

＜町民の権利＞

1. 町民は、町の保有する情報についてする権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、町政に参加する権利を有します。

◆行政（執行機関）について

＜行政の役割と責務＞

1. 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務。法令等に基づく事務を執行する役割を有します
2. 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責任を有します
3. 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します
4. 執行機関は、町民の意志を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。

＜町長の責務＞

1. 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。
2. 町長は、町民の付託に応えるため、職員を適正に指導監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。

＜職員の責務＞

1. 職員は、町民との信頼関係を深め、公正に職務を執行する責務を有します。
2. 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。

◆町民について

＜町民の役割＞

情報を知る権利や町政へ参加する権利が規定され、最大限尊重されることが謳われています。しかし、権利を主張するだけでは社会生活は成り立ちません。それと同時に、責務を果たすことも当然求められてきます。今後、町民も議会も行政もお互いに理解しあいながら協働して「しあわせを感じるまち」を目指して取り組んでいこうとすると、それぞれが果たすべき責任と役割を分担することが必要不可欠となってきます

＜町民の権利＞

「情報について知る権利」は、町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に町に対して町政に対する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利とすべきです

＜行政の役割と責任＞

「執行機関」は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのように、それぞれ独自の執行機関をもち、事務の管理及び執行に当たって自ら決定する権限を有します。

「議会の議決に基づく事務」とは、地方自治法第96条第1項に規定している条例、予算・決算、地方税の賦課徴収又は使用料、手数料の徴収等15項目の事務をいいます

「法令等に基づく事務」とは、法律、政・省令、条例及び規則その他の規定に基づく事務、又は上司の命令による事務等をいいます。

第2項の「自らの判断と責任において事務を管理し、執行する」とは、執行機関は、その権限の範囲内において、相互に独立した関係にあることから、それぞれの管理下における事務の執行に当たっては、自らの意思決定に基づいて行うことをいいます。

第3項では、執行機関が町民の信託に基づく町政（町民から信頼され任された町の政治、行政）を最小の経費で最大の効果をあげるように執行していく責務を規定しています。

第4項では、町民の意思をまちづくりに反映し住民自治を実現するため、情報共有と町民参加の機会保障に努め、町民と執行機関が相互に連携協力していく責務を規定しています。

＜町長の責務＞

町長は、町民によって直接選挙で選ばれたまちの代表者として、この条例の目的を達成するため町政の執行を公正かつ誠実にやり、まちづくりの地域経営を進めていく責務があります。

＜職員の責務＞

職員は、全体の奉仕者であることを認識し「町民本位」の立場に立って、町民との信頼関係を深めること、かつ、その職務を遂行するにあたり、公正であること、そして適正に行う責務があります。

職員個人としては、日常的な職務の遂行とともに、まちづくりに関する政策課題を発見し、その解決に当たる能力、とりわけ町民主体のまちづくりを進めるうえで求められることになる政策立案能力をはじめとして、職務上必要とされる能力の向上に努める責務があります。

町民、町長、職員の役割、責務等について（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 下段：理由等）

◆町民について

＜町民の役割と基本姿勢＞

- 町民は、町づくりを主体に自ら考え、行動し、住みよい地域づくりに努める
- 町民は、地域づくりにおいて、自ら積極的に、参加、参画し、その発言、行動に責任を持つよう努める

＜町民の権利＞

- 町民は、議会及び行政の保有する情報について有するとともに、町政に参加する権利を有します
- 町民は、町政について意見を表明し、提案することが出来ます

◆行政（執行機関）について

＜町長の責務＞

- 町長は、この条例の基本原則及び制度を実現するため、公正かつ誠実に、町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない

＜職員の責務＞

- 職員は、町民と共に、自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。
- 職員は、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めます。

◆町民について

自分達のまちは自分達がつくっていかねばと、町民が強い気持ちで行動をおこしてくれる事を強く願っている

◆行政（執行機関）について

町民に職員は的確な対応できるよう、必要な能力の開発及び自己啓発に努めてほしい

◆町民について

- ・町民の権利（事業者を含む）
 - まちづくりに参加する権利
 - まちづくりについて意見を提案する権利
 - 議会及び行政の情報を知る権利
 - 行政サービスを受ける権利
- ・町民の役割
 - 自治の主体としてまちづくりに参加するよう努めること
 - 町民の権利の行使に当たり、その発言及び行動に責任を持つこと
 - 行政サービスを受けるに当たり、応分の負担を負うこと

◆行政について

- ・行政の責務
 - この条例に基づき、町民及び議会と連携（協働）して行政を執行する
 - 町民の意見を反映して情報の共有と町民参加を図り、連携（協働）して事務を執行する
- ・町長の責務
 - この条例に基づき、基本理念を実現するために、町民の信託に応え、行政執行する
- ・職員の責務
 - 町民との信頼関係を深め、公正かつ適正に職務を遂行する
 - 情報共有と町民参加を基本として行政運営を執行する
 - まちづくりの課題に対応出来るよう、職務遂行に必要な能力の向上に努める

◆「町民」について

＜町民の権利＞

基本的な、知る権利、参加する権利

＜町民の役割＞

互いを尊重しあう

＜町民の義務＞

納税、公共料金等の支払い

◆「行政（執行機関）」について

色んな枠組みを超えて、美幌町立小中学校の教員もこの行政で定義してもらいたい
その上で、法令の遵守であったり、子供達の見本となる行為をするよう規程してもらいたい

◆「町民」について

- ・権利がある事を強調してしまうと、変わった考え方をする方（モンスターペアレント、給食費や水道代等を払える収入があるにもかかわらず払わないような人）に変な受け取り方をされても大変ですので、その対策も必要？
- ・役割に、再確認としてでも負担を分担する旨を書くと、新たに負担が増えると考えの人がいるように思います（ここで言う負担というのは、町民税であったり、しゃきつとの利用料などの既にかかっている事の再確認って事ですね？）
- ・上記のような人も少なからず居るでしょうから、町民の義務としての納税であったり、利用料を納める事についてうたう必要もあるかもしれません

◆「行政（執行機関）」について

法的な効力は無いのですが、美幌町にある学校の先生になって（転動してくる）から、今までのような事をすると、条例違反になりますよ。と、周知してもらい
子供達には決まりを守るよう指導している先生が、決まりを破る事のないよう指導出来るのではないかと
思います

国旗・国歌問題、ストライキなど

また、不本意だが、上からの通達で仕方が無く参加している人にも、美幌町では条例違反になるから・・・と言う、主張もできる。

◆「町民」について

～権利～

日本国憲法によるところの「国民主権」に準じ、「町民主権」という位置づけを行う。
町長・町議を選ぶ「参政権」、まちづくりへの「参加権」を有する。

～責務（役割）～

責任と義務のことである。

法律や条例、その他規則等を遵守し、町民（社会人）としての責任を持ち、地域（社会）活動や納税の義務を負う。

～罰則（追加）～

条例に違反したものは、別に法律に定めた罰則を受ける。

◆「行政（執行機関）」について

～町長の責務～

町民の代表としての責任と自覚を持ち、自らの公約を実現することに努める。

～職員の責務～

町長の指示により職務に専念する責務を有し、町民に役務（行政サービス）を提供する。

◆「町民」について

生きた条例にするためには、条例そのものの存在を認識させることが課題である。そのためには罰則規定を設けることで刺激を受けるのでは。当然罰則は他の法律に関する事項で、自治基本条例そのものに違反した罰則ではない。

◆「行政（執行機関）」について

町長は町民が直接選び、その町長が職員を選ぶ。（前任者が採用したとかいうことではなく）つまり、条例上町民と職員が直接結びつく項目は無いと考え、職員は町長の指示によるほしい。

◆「町民」について

＜町民の権利＞

- ・町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。
- ・町民は、町政に参加する権利を有します。
- ・町民は、町政について意見を表明し、提案することが出来ます。
- ・町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有します。

＜町民の役割＞

- ・町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよいまちづくりに努めます。
- ・町民は、互いの自由と人格を尊重しあい、協力してまちづくりに励むよう努めます。
- ・町民は、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。
- ・町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くように努めます。
- ・町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。

＜事業者の役割＞

- ・事業者とは、その本拠が町内外を問わず、町内で事業活動を行う者をいいます。
- ・事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

◆「行政（執行機関）」について

八雲町を参考にした「行政の役割と責務」「町長の責務」「行政の職員の責務」のとおり。

いずれも八雲町の条文を参考にさせてもらっているが、必要な内容が網羅され、読みやすく頭に入りやすい内容と思いました。

◆「町民」について

＜町民の権利＞

- ・町政に参加すること。
- ・町政に対し意見を表明し、提案をすること。
- ・公平な町民サービスを受けること。
- ・町政に関する情報を知ること。

＜町民の責務＞

- ・まちづくりに積極的に参加すること。
- ・発信する情報を積極的に受け入れること。
- ・応分の負担を負うこと。

◆「行政（執行機関）」について

＜町長の責務＞

- ・町民の信託に応え、町政の代表者として公正かつ誠実に町政の執行にあたり、まちづくりの推進に努めること。
- ・就任時に、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し地方自治の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため公正かつ誠実に職務を執行することを住民の代表として宣誓すること。

＜職員の責務＞

- ・公正かつ適正に職務を遂行すること。
- ・まちづくりの専門員として誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、町の仕事に熱意を持ち、常に自己研鑽し、町民との連携が図れるよう努めること。

◆「町民」について

役割ではなく“責務”とした。まちづくりの主権は町民なのだから、責務でも良いのではないか。

情報の受け入れを責務にしたのは、住民参加の一番の課題は情報共有だと考えるので、町広報などの情報は積極的に受け入れて欲しいし、それを責務として欲しい。

◆「行政（執行機関）」について

町長については、就任時の宣誓を規定。ただし町長は「住民の代表として」宣誓する。まちづくりの先頭に立つイメージ。

職員については、専門員のイメージ。熱意と自己研鑽を規定した。